

# 地活協の認定要件（2 / 1） ※各区区長が認定

## （1） 包括性

地活協は、特定分野（例えば福祉分野のみ、など）だけでなく、少なくとも防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツのすべての分野において、広く住民全般を対象として市民活動を行うことを目的としていること。

## （2） 開放性

多様な分野の活動主体（マルチパートナー）が参画し、又は参画することが保障されていること。

## （3） 唯一性・継続性

校区等地域における自律的な地域運営の核としての唯一性と、継続的な地域運営を行うための「経理的基礎」及び「技術的能力」を有していること。

# 地活協の認定要件（2 / 2） ※各区区長が認定

## （4）自律性・民主性・透明性

ニア・イズ・ベター「自らの地域のことは自らの地域が決める」  
**自律的な組織**として、総会、その他の議決機関の構成員の選任、  
事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定、事業実施、  
その他の組織や事業の運営が**民主的**に行われ、かつ**透明性**が確保  
されていること。

## （5）非営利性・中立性

地活協の活動の場や、地活協の名において行われる活動として、

- **営利性の排除**（営利とは、利益を特定の者に分配すること）
- 宗教的**中立性**
- 政治的**中立性**

を確保すること。

# 地活協が認定要件を欠くとどうなる？

- ◇地域活動協議会に対する補助金の交付は、地域活動協議会が準行政的機能を果たしていることを前提に認められているため、区長の有効な認定を受けている必要があります。また、認定後もその認定要件が備わっていることを区長が確認することが必要です。
- ◇また、区長において、地域活動協議会が準行政的機能を果たしていないと認められるとき、すなわち認定要件を満たしていない又は、運営が著しく適正を欠くときは、「報告及び検査」、「改善のための指導」、「認定取消」などの措置を講じることになります。
- ◇「認定取消」の場合は、既に決定した補助金交付決定についても、その全部、又は一部が取り消されることになります。

# 地活協に関する3つの目標値

## ◇プラン3.0の目標指標（令和3年度：各区において前年度実績値以上の数値を設定）

「地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合」

## ◇プランには掲載しないが、目標値を設定し測定する指標

「地域活動協議会を知っている区民の割合」

「地域活動協議会の構成団体が、地域活動協議会に対し地域の実情やニーズに即した支援が実施されていると思う割合」

# 総意形成機能とは

校区等地域における将来像を共有し、  
住民のさまざまな意見の調整・取りまとめを行う機能。



# 総意形成機能を発揮するために備えておく要件

総意形成機能を発揮するためには、「地域住民が、地活協が意思決定した結果を、地域の総意であると納得している」ことが重要で、次のような要件が必要です。

地活協の構成団体として様々な活動主体が参画している、また参画する機会が保障されている。



地域課題や地域住民のニーズを的確に把握している。

アンケート



構成団体同士で意見を調整し、意思決定している。

賛成 反対



意思決定した内容を、責任をもって地域住民に説明している。



# 総意形成機能を発揮するためには？

総意形成機能を発揮・維持するために必要な仕組みや行動の具体例は次のとおり。

例1) 様々な主体が参画しやすいよう  
意見交換の場を設ける



例2) 地活協の事業運営の決定を行う際の構成  
員の選任、議決機関による決定など組織や事業  
の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等  
地域内の住民全体に確保する



# 総意形成機能が求められる場面

地域活動協議会の総意形成機能を活かし、区政会議への参画、区役所への政策提案などが期待されています。

例えば・・・

- 住民意見をとりまとめて区役所へ政策提案
- 市有地の売却や公共施設の設置・廃止にあたっての地元意見のとりまとめ
- 地域の総意を表明するために、委員を推薦し、区政会議へ参画する

政策提案



地元意見のとりまとめ

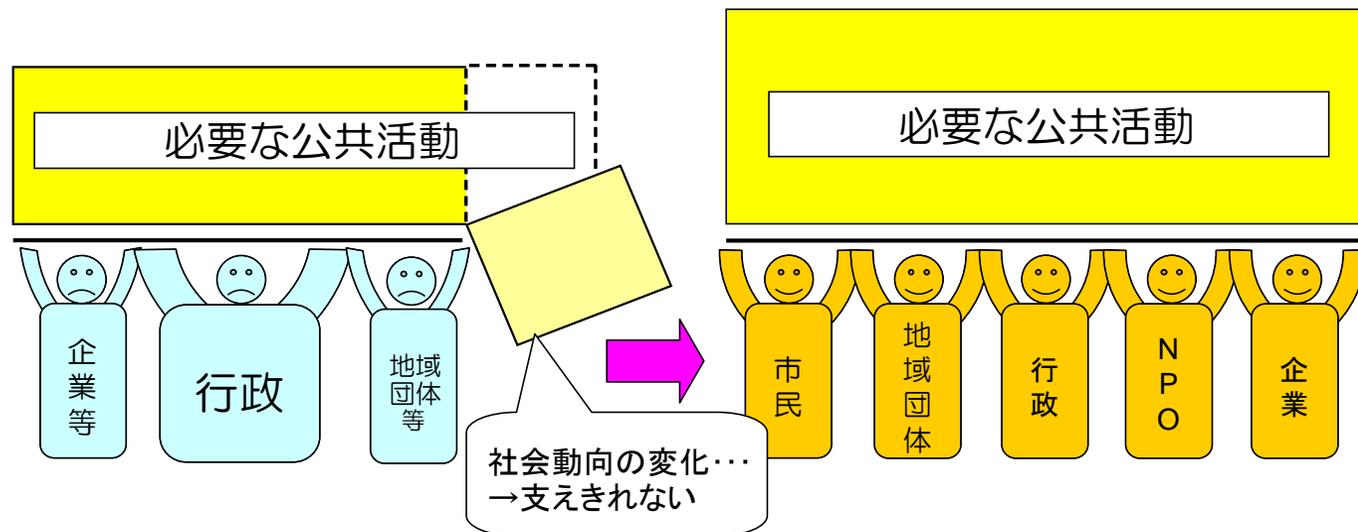


委員推薦  
区政会議参画



# 準行政的機能とは

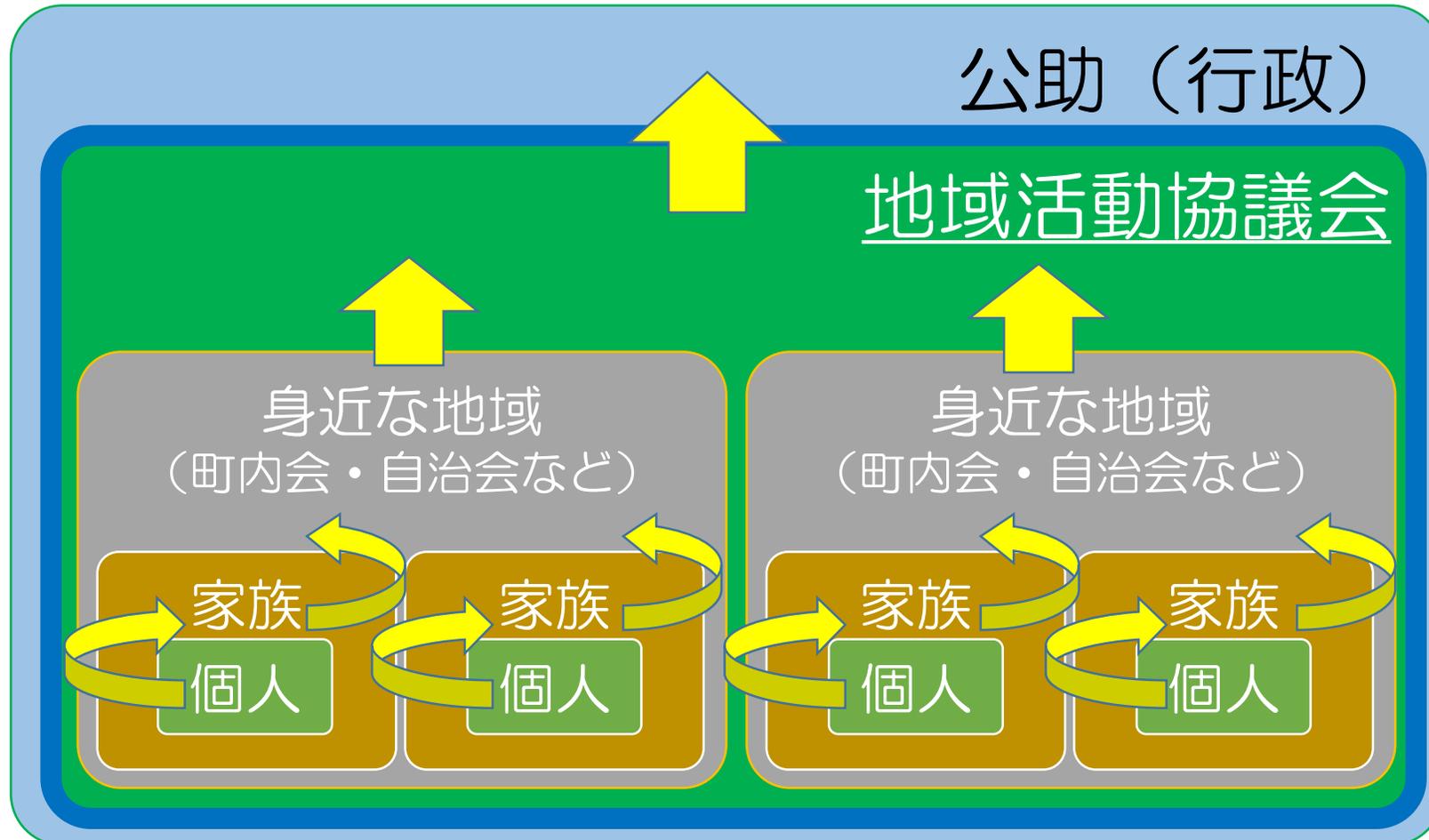
- 社会が抱える課題はより一層複雑・多様化しており社会全体で対処すべき「公共」の分野が拡大しています。
- 大阪市では「ニア・イズ・ベター」の考えのもと、自助、共助、公助の役割分担を意識して施策を展開。
- 地活協には、行政が地域に委ねるべき分野で及び他の市民活動団体の活動対象とならない分野をカバーすることを期待しています。これを「準行政的機能」と言います。



「公共 = 行政」  
ではありません

# 準行政的機能とは

特定の活動テーマだけでなく、地域内の状況を包括的に見て、足りない活動テーマを「補完（カバー）」する機能のこと。



準行政的機能  
は行政の代わり  
という意味  
ではありません。  
ん。

# 準行政的機能を果たしていることを前提とする補助金

- 地活協に対する補助金の交付は、地活協が「準行政的機能」を果たしていることを前提に、他の市民活動団体に対する補助金とは異なり、次の特例が認められています。

## みなし人件費

ボランティアの労力を  
反映して補助



## 活動内容の指定しない 活動補助

盆踊りや高齢者食事サービスなど  
活動にかかる費用を補助



## 運営補助

会議や会計など  
運営にかかる費用  
を補助

